

議 事 録

令和５年３月２９日（水）午後２時から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において３月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第７６号議案	農用地利用集積計画の決定について	原案どおり可決
第７７号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第７８号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第７９号議案	現況証明について	〃
第８０号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第８１号議案	農地・非農地判断について	〃
第８２号議案	農地法第３条第２項第５号の規定による別段面積の廃止について	〃

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第８６号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第８７号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第８８号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第８９号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第９０号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第９１号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第９２号報告	農地法第２条第３項の規定による農地所有適格法人の報告について

３ その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	(参与)
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	(参与)
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	(参与)
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	南	京	良	幸
局 次 長	今	田	文	尚
課長補佐	谷	口	智	樹
主 幹	松	本	光	司
副 主 幹		岸	美	帆
副 主 幹	高	橋	里	佳
副 主 幹	三	木	真	人
主 査	岡	本	恵利	佳
主 査	前	田	大	貴

開 会 午後 2 時

(武澤会長挨拶)

議 長
(6 番
武澤会長)

それでは、ただ今から 3 月の定例会を開催いたします。
欠席委員は、おりません。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 5 番小寺委員、7 番加藤委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第 76 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 76 号議案農用地利用集積計画の決定について 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 76 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 77 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 77 号議案農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 7 7 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 7 8 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 7 8 号議案農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員
でありました 伊川委員から報告をお願いします。

1 2 番
伊川委員

第 7 8 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は、3 月 1 7 日 (金)、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委
員 3 名と事務局 3 名の計 6 名で行いました。
調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など妥当
であり、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。
以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 7 8 号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第 7 8 号議案については、1 番、3 番については福井県農業会議より許可
相当とする意見答申がなされること、及び、第 7 8 号議案中 3 番の案件については
開発行為許可を条件に許可することとします。
続きまして、第 7 9 号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第79号議案現況証明について 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました伊川委員から報告をお願いします。

12番
伊川委員

第79号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は3月17日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員6名、事務局3名の合計11名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

2番
伊藤委員

最後の笹谷町の件は、今後どのように利用する予定か。

事務局

環境教育を行うNPO法人が権利を取得し、キャンプ場などのアウトドア施設として利用する予定と聞いています。

2番
伊藤委員

その後、近くの産廃業者が取得しないか心配している。

事務局

1筆以外はすべて賃貸借契約となっています。そのため、その後産廃業者に所有権が移転することはありません。

議長

他にありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第79号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 80 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 80 号議案農地等の現況に係る照会に対する回答について 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長
職務代理人から報告をお願いします。

22 番
山本会長職
務代理人

第 80 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は 3 月 17 日、私と伊川委員、地区担当委員 1 名、事務局 3 名の合計 6 名
で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。
また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件については、照会に対し
て、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご
審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

2 番
伊藤委員

昭和 49 年に農地法第 5 条の許可を受けていると推測される、とのことだが、先
ほどの案件で建築年が明治のものがあつた。むしろ明治のものは根拠となる資料な
ど残っているのか。
この場所も、のちほど産廃業者に転売されないか心配だ。

事務局

明治元年というのは、建築関係の書類については所管外なので閲覧出来ていない
が、課税年度から確認しています。
今回の案件は学校法人なので課税されておらず、課税年度から調べることはでき
ないが、航空写真などを確認した結果、昭和 49 年に 5 条許可を受けている代表地
番と同時期に許可を受けていると考えられます。
そして、産廃業者の取り扱いについては、基本的に市街化調整区域には産廃業者
は立地できません。都市計画法の規定で、建物を建てることが大きく制限されてい
る区域ですので、今回学校の敷地や建物を使って、産廃業者が入ってくることはま
ずできません。

議 長

他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 80 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 81 号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 81 号議案農地・非農地判断について 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

22 番
山本会長職務代理者

第 81 号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。

調査日は 3 月 17 日、私と伊川委員、地区担当委員である池田委員、事務局 3 名の合計 6 名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われます。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

21 番
廣部委員

先ほどからの、産廃業者ならこういうところこそ危ないのではないか。用途はなんなのか。

事務局

こちらの土地は、電気事業者が水力発電所を設置するための設備を設置するために、賃借権を設定する予定です。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第81号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第82号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第82号議案農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について
説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

5 番
小寺委員

下限面積が廃止ということは、これからは誰でも農地を取得できることになるのか。

事務局

3条の許可要件というのはいくつかあり、ひとつが今回の面積要件。そして常時従事要件、全部効率要件。そして、周辺地域と調和した営農を行うか、というものがあります。下限面積が撤廃になっても、きちんと耕作ができるのかという審査は変わらず行うので、耕作のできないものはもちろんのこと、誰でも農地を取得できるということではありません。

5 番
小寺委員

きちんと耕作できるか、というところが一番審査で悩ましいところだ。1年だけで耕作をやめてしまうケースなども聞く。しかし、それは今後も地元で注視していくしかないな。

議 長

今の福井市の下限面積の3反要件というのは、昔は5反であったが、川西のほうなど、5反を確保することが難しい地域や、外からきて農業をしよう、という方などを救おうということで、3反に決めた経緯がある。そのなかで、山間部などはさらに厳しいということで、一部は2反とし、今日まできている。

今回の法改正で下限面積が撤廃されて、小寺委員の懸念するように、投機目的の申請が出てくる可能性はある。事務局の審査のなかで、きちんと精査をしていかないといけない。

21 番
廣部委員

中間管理に出している農地を所有権移転しようと思うと、どうなるのか。同じような問題になるのか。

事務局

契約期間中に勝手に所有権移転はできない。合意解約をし、その後所有権移転を

することになる。ただし、農地法3条の所有権移転は自作が前提であるので、買ってすぐ貸したい、という方は要相談です。

13番
池田委員

やはり一番心配なのは、農業をする気のない人が取得し、1年かそこらで転用なりしてしまうことだ。そういうことを、農業委員会として止められるのか。どのように監視していくのか。今後の対応を検討してほしい。

そして関連で、空き家付き農地については1アールに下限面積を設定するというものがあつた。それはどうなるのか。あわせて改正するのか教えてほしい。

事務局

下限面積を撤廃する前でも、農業と建設業を兼業している方など、取得目的が安いのではないかと、というケースはあつたと思う。そういう方と同様に、より丁寧に聞き取りし、確認を行っていくことになる。判断が難しいようなケースがあれば、地区の農業委員さんに相談しながら、よりよい方法を考えていきたいと考えております。

空き家付き農地については、廃止を含めて改正を考えています。

13番
池田委員

空き家付き農地では、3年間は住んで農業をすること、など誓約書を書いてもらっていたと思う。3条の申請にもそういう工夫が必要なのではないかと思い質問した。

事務局

今のところ、新規で農地を購入する方には農地の利用の計画書や、周辺地域への配慮に関する同意書を出してもらうことを考えている。こちらは農家組合長さんと農業委員さんに押印してもらう書類になるので、直接本人に確認できる場にもなると考えられます。

5番
小寺委員

どちらにしても、不動産屋のえさにならないよう気をつけなくてはいけない。そうならないよう、農地を守っていくのも我々農業委員の仕事である。色々ご意見はあると思うが、皆で頑張っていこうということでよいのではないかと。

議長

普段の農地パトロールなどの活動のなかで情報を得て、しっかりと見張っていく必要がある。投機目的のものだけはきちんと止めなければいけない。農業委員の皆さんには、見張り番をよろしく願いいたします。

議長

他にありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 8 2 号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局
長専決により処理した案件でございます。

それでは、第 8 6 号報告ないし第 9 2 号報告を、一括して議題といたします。事
務局の説明を求めます。

事務局

(第 8 6 号報告ないし第 9 2 号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、山本会長職務代理者よりお願いします。

2 2 番
山本会長職
務代理者

本日の定例会は第 7 6 号議案から第 8 2 号議案まで全て原案どおり承認又は決
定をいただきました。また、第 8 6 号報告から第 9 2 号報告まで全て確認をさせて
いただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、3 月の定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後 3 時